

経理 WOMAN

経理・総務の仕事が丸ごと分かる月刊誌「経理ウーマン」

会社を危うくする「財務の勘違い」
9のケーススタディ



202
No.29

05

月刊経理ウーマン
一〇一〇年四月二〇日発行 Vol.24
No.290
毎月一回(一〇日発行) 一九九六年六月二日第二種郵便物認可 誌代一、一〇〇円(二冊分・税込)

自宅で! 動画で! 無料で学ぶ、経理・会計のオンライン動画講座



AZABU
BRAINS
SCHOOL

プロ経理養成講座

1レッスンおよそ10分から30分。スキマ時間で気軽に受講♪

会員登録も不要です! 登録すると講義レジュメを入手でき、レッスン効率がさらにアップ!!

無料
&
登録不要



プロ経理 動画

検索

検索後
10秒で
はじめられる!!

前回も
大好評!!



プロ経理養成講座 通学コース(於新橋)のご案内

実務経理担当者向け。各講座1日コース(AM10時~PM5時)。

1 入門コース

- 簿記経理・決算書入門
- 会社の税金入門

2 プロ経理養成講座 税務編

- 消費税の実務知識と申告書の作成
- 法人税の実務知識
- 法人税別表作成
- 所得税の基礎と年末調整の実務

3 プロ経理養成講座 会計編

- 決算書の見方・読み方、経営分析(決算書300%活用術)
- 資金繰りの実務とキャッシュフロー計算書の作成

4 決算書、キャッシュフロー 自社決算書編

- 決算書の見方・読み方、経営分析(自社決算書編)
- 資金繰りの実務とキャッシュフロー計算書(自社決算書編)

受講料 / お申し込み

各講座 15,000円
※教材費・消費税込み
JR新橋駅 徒歩6分

— お申し込みはこちら —



詳しい内容と日程は、右のQRコードよりホームページをご覧下さい / 共催 ジャスネットコミュニケーションズ

講師紹介



税理士 松田修

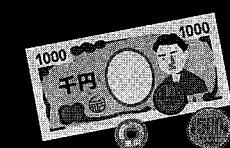
麻布ブレインズ・スクール 代表
松田会計事務所 代表

セミナー実績

みずほ総合研究所、三菱UFJリサーチ&コンサルティング、SMBC
コンサルティング、りそな総合研究所、税務研究会、企業研究会、
常陽産業研究所、プロネクサス、いよざん地域経済研究センター、
商工会議所、パソナ他

「決算期」を過ぎてもできる 節税策——4つの着眼点

税理士 野村篤史



決算で利益が出そうな場合は、無駄な税金を支払わないためにも決算対策（節税対策）が必要となります。通常は備品を購入したり決算賞与の支給を決めたりしますが、実際には、決算を締めてみたら大幅な利益が出ていたというケースもあります。そんな時でも諦めてはいけません。「決算期」を過ぎても合法的にできる節税策があるのです。

ここでは「決算期」を過ぎてもできる節税策をご紹介します。

経理担当者が決算を迎えるにあたって最初にすべきことは何でしょうか？ それは「決算（納税）予測」をすることです。

例えば、期首から9ヶ月が経過し、あと3ヶ月で決算、という状況だった

とします。その時点で、「過去9ヶ月と同じような流れで残り3ヶ月が進み、決算期が到来したら、会社が支払う税金はいくらになるだろうか。会社が支払う税金はいくらになるだろうか」ということを検討するのです。これを「決算予測」といいます。

それではなぜ決算予測が必要なのでしょう？ 理由は3点あります。

まず1点目は、資金繰り面からです。

決算月から2カ月後、例えば3月末決

算だとしたら5月末に税金を支払う必要があります。ここで税金の額が予測できていないと、納税直前に想定外の多額の税金の支払いが発生することが判明して、会社の資金繰りが立ち行かなくなることがあります。

資金繰りが詰まる、ということは経営にとって一大事です。会社によってはトップ営業マンの役割も兼ねている社長が、金融機関を回って金策に走る必要性も出てくるでしょう。会社として、資金繰りのために動く時間は利益の獲得には貢献しないので、経営上で大きなマイナスとなります。

2点目は、決算予測が会社の予算実績管理に役立つ、という意味合いがあります。あなたの会社は予算を作成しているのでしょうか？ あるいは、金融機関に予算数値などを提出しているでしょうか？

予算を作成している場合は、経理担当者として、予算と実績の乖離がわか

るようなデータを経営者に提出するこ



とが望ましいといえます。前回の決算から9カ月程度たったタイミングで、残り3カ月の予測を入れて、その結果出てきた決算予測数値と予算を見比べる資料を作成します。決算予測数値と予算の乖離を経営者に認識してもらうため、決算予測が必要になります。

そして「決算予測」が必要な3点目の理由が、決算（節税）対策を行なうためです。決算対策とは「決算予測で見積もりした納税額を減らすこと」をいいます。なぜ、そのようなことが必要なのでしょうか？ 理由はシンプルで、要なのでしょうか。理由はシンプルで、無駄な税金を支払わいためです。

良いのでしょうか？ それを理解するためには、「節税には2つの方法がある」ということを押さえておく必要があります。具体的には「お金を動かす節税」と「お金を動かさない節税」です。

「お金を動かす節税」の例としては、例えば備品の購入が挙げられます。必要な備品を決算前に購入することで、経費を作ることができます。また経営セーフティネット共済（倒産防止共済）や生命保険などの、いわゆる節税目的のツールにお金を払って加入することも、その一例です。他には、決算賞与を従業員に払うことも考えられます。また、帳簿価額が大きい土地建物を売却して損失を計上すること、節税を図ることも「お金を動かす節税」の1つです。

いくつか例を挙げましたが、節税策の多くは「お金を動かす節税」です。これらの節税は、「決算日より前にお金を動かすこと」が条件となります。

それでは決算対策はいつ実施すれば

そのためには、早めの決算対策が必要になることはいうまでもありません。

次に「お金を動かさない節税」は、「お

金を動かす節税」のように、数は多くありません。ただし、決算日を過ぎても実施可能という特徴があります。留

意点としては、「お金を使う節税」とは違ひ、会計や税務の専門的な知識が必要となります。その意味では、経理担当者の腕の見せ所ともいえるでしょう。

決算期を過ぎてもできる節税として、ここでは4つの着眼点に分けて解説していきます。その4つとは「収益」「費用」「資産」「税制」です。

収益



あなたの会社は、いつのタイミングで売上を計上しますか？ 節税の観点からいえば、売上の計上時期は遅

① 買掛金・未払金を計上する

費用は発生主義で計上するのが原則です。発生主義とは、現金支出の有無に関わらず、支出することが確定した時に費用を計上する考え方です。

そのため、決算時点で未払いでも、決算日前に仕入れている場合や、役務の提供を受けている場合は、請求書に基づいて費用を計上することが可能となっています。未払いの請求書に基づき、費用計上すれば損金を増やすことができる、節税になるということです。

例えば3月末決算の会社で、請求書の締め日が20日に設定されている仕業者があつたとします。2月21日から3月20日に対応する請求については、大半の会社では仕入れを計上しているでしょう。しかし、3月21日から3月31日の仕入れを未払計上していない会社が少なからずあります。

4月20日締めの請求書を確認すれば

3月21日から3月31日の10日分の仕入

れは確認できますし、請求書到着前でも、納品書等に基づいて金額を確認することができます。買掛金・未払金を適切に計上することは節税対策の1つとなります。

そのため、決算時に未払計上する必要があります。

② 社会保険料を未払計上する

あなたの会社は、社会保険料を発生主義で正しく計上していますか？ 健康保険と厚生年金については当月分を翌月末に支払う仕組みとなっています。

そのため、仮に現金を払ったタイミングで社会保険料を計上しているだけだが漏れていることとなります。

会社の経費のうち、給料賞与に占める社会保険料の割合はとても大きなものですが、ざっくり言つて給料賞与の約15%が会社負担分の社会保険料となりますので、その社会保険料を損金計上できることは大きな節税効果につなが

ります。

なお、健康保険と厚生年金は労使折半となっています。年金事務所への社会保険料の支払額は、従業員負担分と会社負担分を合わせた金額となりますので、決算時に未払計上する額はあくまで会社負担分だけになるよう注意します。

③ 労働保険の未払計上をする

労働保険は労災保険と雇用保険の2つを合わせた名称です。労働保険の特徴として概算で申告する、という仕組みになつてることが挙げられます。

具体的には、まず毎年7月10日期限まで労働保険料を予測して、概算金額を納付します。当然、概算で申告しているため、実際の確定額とズレが生じます。そのズレについても、翌年7月10日を申告期限として、精算することとなっています。

ければ遅いほど益金を減らすことができます。

例えば物販売業の場合は、「出荷した日」「相手方に納品した日」「相手方が検収した日」などいくつかの売上計上タイミングがあります。

ただし、売上の計上時期が遅ければ遅いほど益金を減らすことができるのです。例えれば出荷日に売上計上していた会社であれば、相手方が検収した日に売上計上タイミングを変えることで、益金を減らすことが可能となります。

ただし、売上の計上時期を頻繁に変えることは、継続性を重視する会計の考え方から認められませんので、一度売上の計上時期を変更したら、少なくても数年間は、同じ売上の計上時期を継続して適用する必要があります。

請負業の場合は、「物の引渡しがある場合は、その目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日」、または「物の引渡しがない場合は、その約した役続して適用する必要があります。

費用



業務の全部を完了した日」が主な売上計上タイミングとなります。

例えば回数券で利用するようなスポーツジムの場合、スポーツジムがお金を受け取るのは顧客が回数券を購入した日となります。一方で、役務の提供が完了した日は、実際に顧客がジムを利用した日になります。

中小企業の場合、顧客が実際にジムを利用した日を把握するのが煩雑という理由で、お金を受け取ったタイミングで全額元々計上しているような場合もあります。このような場合は、顧客が利用した日に売上計上する、という方法で、本来あるべき処理に変えることで、益金を減らし節税することが可能となります。

中小企業の場合、顧客が実際にジムを利用した日を把握するのが煩雑という理由で、お金を受け取ったタイミングで全額元々計上しているような場合もあります。このような場合は、顧客が利用した日に売上計上する、という方法で、本来あるべき処理に変えることで、益金を減らし節税することが可能となります。

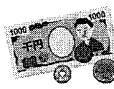
精算の申告自体は翌年7月10日に行ないますが、3月末を過ぎれば概算額と確定額の差額について計算することが可能です。例えば人員を急速に拡大したような会社では、確定額が概算額を大きく上回ることとなります。そのような状況で差額について未払計上でさけば節税につながります。この節税は主に3月、4月、5月、6月決算の会社で適用が可能となります。

精算の申告自体は翌年7月10日に行ないますが、3月末を過ぎれば概算額と確定額の差額について計算することが可能です。例えば人員を急速に拡大したような会社では、確定額が概算額を大きく上回ることとなります。そのような状況で差額について未払計上でさけば節税につながります。この節税は主に3月、4月、5月、6月決算の会社で適用が可能となります。

資産

① 固定資産台帳を基に固定資産を確認する

中小企業で経理に十分な人員をかけられない状況の場合、固定資産台帳が毎年見直されていないケースがあります。決算の際に、固定資産台帳を基に、固定資産の有無を確認してみまし



a 使用を廃止し、通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産

b 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、その製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

よう。

確認した結果、存在しない固定資産については除却損を計上することが可能です。まずは固定資産台帳に上げられている固定資産が、実際に存在するかどうかを確かめましょう。

また「有姿除却」という方法もあります。読んで字の通り「姿は存在するが除却して経費処理する」という方法です。法人税法上、次のような資産は帳簿価格からその処分見込価格を控除した金額を、有姿のまま除却損として損金計上することができます。

aについては、使用を廃止していることと、今後通常の方法によつて事業の用に供する可能性がない、という2つの条件があれば、実際に撤去してなくても除却処理が認められます。bについては、特定の金型のケースとなつてますので、固定資産台帳に金型が存在する場合は、こちらも確認します。なお「有姿除却」は、本来撤去した後でないと償却が認められないものを、先行して除却処理する特殊な処理です。そのため、税務リスクがありますので、顧問税理士と相談の上で活用しましょう。

② 売掛金等で貸倒引当金、貸倒損失が計上できないかを検討する

売掛金のうち、回収の見込みが低い部分については貸倒引当金として損金計上ができます。また、回収不能な部

分は貸倒損失として損金計上ができます。

まず、貸倒引当金についてですが、一括引当の貸倒引当金と、個別引当の貸倒引当金の2種類があります。一括引当の貸倒引当金は、資本金が1億円以下の中小法人に該当する場合は計上が可能ですので、忘れずに計上するようになります。

次に、個別引当の貸倒引当金ですが、細かい要件を満たした上で初めて計上

が可能となります。こちらについては特定の取引先で回収見込みが低い債権が発生した場合には、顧問税理士と相談の上で計上の可否を検討しましょう。

最後に貸倒損失ですが、以下の場合は貸倒損失を計上することが必須となります。

・法的整理により債権額の切り捨てが決まった場合

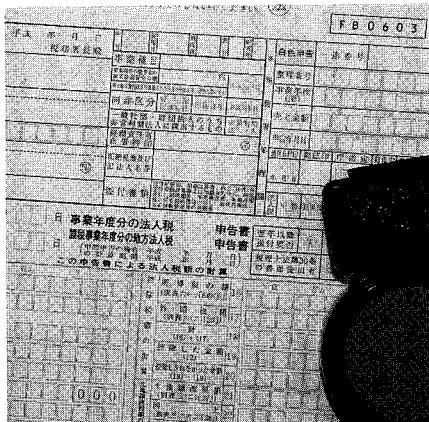
- ・債務者の債務超過が相当期間継続し、その間回収努力をしたが未回収の場合に、書面で債務免除を伝達した場合

れます。

・継続的な取引を行なつていた得意先の資産状況、支払能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至った場合で、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち、最も遅い時から1年以上経過した債権であることを督促しても弁済がない場合

具体的な例としては、1万円の売掛がある時、最後の回収日から1年経過しても入金がなかつた状況においては、1円だけを残して残り9999円を貸倒損失として処理することを認めるケースがある、ということになります。

なお、個別引当の貸倒引当金と同様、専門的な判断が必要となる処理であるため、こちらも顧問税理士に相談の上



で適用しましょ。

③ 有価証券について時価が著しく下落していないか確認する

会社が株式や投資信託などの有価証券を保有しており、取得価額より時価が著しく下落している場合は、損金計上できる可能性があります。具体的には、上場有価証券の決算日時点の時価が、取得価額と比べて50%以上下落しており、かつ、近い将来その価額の回復の見込みがない場合に、取得価額と時価との差額を損金として計上できます。

また、非上場有価証券の場合も、損金計上の余地があります。まず、発行会社に法的整理などの決定があつた場合には損金計上できます。次に、1株当たりの純資産価格が取得価額と比べて概ね50%以上下落した場合にも損金計上できるケースがあります。決算の都度、相手先企業の決算書を入手し、

1株当たり純資産価額を算出して損金計上できないか検討しましょ。

④ 商品について災害で損傷または陳腐化したものがないか確認する

商品について、主に以下の2つの場合に評価損を計上することが可能となります。

- a 災害により著しく損傷したこと
- b 著しく陳腐化したこと

aについては事例として限定されるので、ここではbについて見ておきましょう。

bの著しく陳腐化したとの具体例としては、例えば以下のようなものが挙げられます。

・いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売できないことが既往の実績その他の事情による場合は、顧問税理士に相談してみましょ。

これらの事情がある時は、時価と帳簿価額との差額を損金計上できる可能性があるため、顧問税理士と相談しちゃう。

事情に照らして明らかである」と。当該商品と用途の面ではおおむね同様のものがあるが、型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が発売されたことにより、当該商品につき今後通常の方法により販売することができないようになつたこと。

簿価額との差額を損金計上できる可能性があるため、顧問税理士と相談しちゃう。

税制

① 少額減価償却資産の活用

中小企業者等は、30万円未満の減価償却資産を購入した場合に、年間総額300万円を上限にその資産の取得時に取得価格を全額損金処理することが

本稿を参考に、余分な税金の支払いを防ぎ、経営に貢献できる経理担当者を目指していただければ幸いです。

●のむら あつし

公認会計士、税理士、経済産業省認定経理革新等支援機関。1984年3月生まれ。慶應義塾大学卒業後、公認会計士資格を取得。大手監査法人で最先端の会計・税務を習得し、さらに金融機関の監査を経験したことでも、お金を貸す立場からのモノの見方を学ぶ。2014年税理士法人のむら会計を設立、代表就任。旧来型の先生スタイルの会計事務所ではなく、親しみやすく、IT等を駆使し業務効率化も提案できる事務所を目指し日々研鑽中。【近況】最近は室内の遊び場に行きづらいこの時代ですので、6歳、4歳、2歳の子供と一緒に遊び場を楽しんでいます。

この税制を使う要件としては、以下の2つがあります。

この税制を使う要件としては、以下の2つがあります。

a 商工会議所、商工会、認定経営革新等支援機関などの経営改善指導を行なう機関から経営改善指導を受けけること

b 経営改善指導等に基づく設備投資



決算期を過ぎてもできる節税策について見てきましたが、いかがでしたでしょうか？ いずれも、会計・税務の内容として難しく、税務リスクを伴うアイデアも多いため、ぜひ顧問税理士と連携して検討することをおススメします。